

「社会保険事務所職員を装った 不審電話」にご注意を!!

社会保険事務所職員などを装い、現金自動預払機(ATM)を操作させ、振り込みを行わせる「振り込め詐欺」の不審電話が多発しております。

●還付金詐欺の手口

①還付金をATMで受け取るよう誘い出す。

「年金の未払い分を還付します」などと、犯人は社会保険事務所などの職員を装い電話をかけてきます。「携帯電話とキャッシュカードを持って、ATMコーナーで今すぐ手続きをしないと無効になります」などと金融機関やコンビニエンスストアのATMに誘い出します。

②ATMコーナーから電話するように指示する。

③ATMの操作を指示し、資金を振り込ませる。

犯人は電話でATMの操作を指示し、被害者に還付金を「受け取る」手続きと誤解させて「振り込み」をさせます。

社会保険事務所などが還付金を支払う場合に、職員が直接電話をしてご本人様に銀行・コンビニエンスストアなどへ出向いていただき、ATMを操作していただくようお願いすることはありません。

また、社会保険事務所職員などが年金受給者宅を訪問して年金や医療費などの手続きのための費用と称して現金を要求することはありません。

社会保険事務所職員などを名乗った電話や訪問で不審な点がありましたら、所属と氏名、連絡先をご確認いただき、お近くの社会保険事務所にお問い合わせください。

なお、社会保険事務所などの職員・国民年金推進員が訪問する場合は、必ず身分証明書を提示いたしますので、ご確認願います。



教育委員会だより

～人権は身近な あいさつから～

12月4日から10日までは人権週間です。今年の啓発活動の重点目標は「育てよう 一人一人の人権意識 思いやりの心 かけがいのない命を大切に」です。

家庭で人権について、少し考えてみてはどうでしょうか。

でも、人権を守るとなると、とても難しいように思えます。差別をなくし偏見をもたないなど、人権を尊重するには、考えなければならないことが多くあるからです。

しかし、もっと肩の力を抜いて、自分ができることから人権擁護についてはじめませんか。

例えば、あいさつを交わすというのはどうでしょうか。あいさつが人権と関係あるのかと、疑問に思われる

かもしれませんが、実はあいさつはとても大切な意味をもっています。あいさつはその人の存在を認め、お互いに心を通い合わせるための一歩となるからです。

最近、あいさつをしても、返事もしない子どもの姿を見ることがあります。子ども同士でもあいさつをしない姿が気になります。

また、若者のコミュニケーション能力の低下が心配されています。チャットやメールでは自分を出せるのに、実際に人とふれあいを持つことが苦手という若者が増えているからです。あいさつを言葉ではなく、携帯電話などのメールで済ませている若者の姿が浮かできます。

人と人が向かい合い、会話をすること、コミュニケーションを持つということは、お互いの存在を認め人権を尊重するためのもととなります。あいさつはそのコミュニケーションの一歩なのです。

家庭であいさつについて、少し話し合ってみてはどうでしょうか。実際にあいさつを交わすことからはじめてみませんか。